

令和7年度第5回総会（月例）議事録

日 時	令和7年7月28日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 (17名)	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 鳥丸 俊秀 中村 敬志 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠席委員 (2名)	迫 智子 浜田 春義
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、米倉、真方
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積等促進計画に関する件 7 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 7 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 8 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 9 農地パトロールについて

議長	<p>開会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第5回総会を開催いたします。</p> <p>ここで、議案について修正がありますので、事務局より報告をお願いします。</p> <p>資料の差替と修正をお願いいたします。</p> <p>議題6、「農用地利用集積等促進計画に関する件」が1件取下げになりましたので、お配りしております別冊資料2「差替」と書かれたものに差し替えをお願いします。</p> <p>また、これによりまして、議案書表紙の議題6、「農農用地利用集積等促進計画に関する件」の件数が10件から9件に、修正をお願いします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、迫委員、浜田委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、内委員、永尾委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
----	--

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～3ページ 10件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、28年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、その他、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、20年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野ですが、委員は欠席ですので、吉野支局お願いします。
吉野支局	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、5年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、労力不足、実習農園、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は社会福祉法人で、運営する就労継続支援施設の実習農園として、指導員がついて施設利用者が耕作するもので、不許可の例外規定、施行令第2条第1項第1号ハに該当するものです。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、喜入、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において営農経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、</p> <p>番号6号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 4ページ 2件	
議長	<p>次に、議題2、「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3、「農地法第4条許可申請に関する件」松元の番号3号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思います。</p> <p>それでは、松元、16番委員お願いします。</p>

16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅4棟218.18m²、庭敷地等711.82m²、変更後：建売住宅2棟189.63m²、庭敷地等522.10m²、申請事由：当初建売住宅4棟で計画をしたが、3棟に計画変更し、2棟は完成販売したが、残り1棟については資材高騰等の影響もあり計画どおりに実施できなかったので、売却しやすい環境を整え、収益増加及び経営の安定化を図るため、特定建築条件付土地に計画変更するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和5年12月27日、許可番号：農委第0585-34号。</p> <p>番号2号、変更前：建売住宅4棟218.18m²、庭敷地等711.82m²、変更後：宅地分譲1区画232.00m²、申請事由：当初建売住宅4棟で計画をしたが、3棟に計画変更し、2棟は完成販売したが、残り1棟については資材高騰等の影響もあり計画どおりに実施できなかったので、売却しやすい環境を整え、収益増加及び経営の安定化を図るため、特定建築条件付土地に計画変更するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和5年12月27日、許可番号：農委第0585-34号。</p> <p>この件は、5ページの第4条、番号3と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号3号、用途・施設：宅地分譲1区画232.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・北…別件事変申請地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2、「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3、「農地法第4条許可申請に関する件」番号6号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 5ページ 3件	
議長	<p>次に、議題3、「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題2、「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の2件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場213.00m²、転回場等237.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…雑種地、西…宅地、南…他人畠、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして補足説明をします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成20年ごろから駐車場として隣接する法人に貸し付けていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>なお、該地には通路が接しておりますが、西側にある法人の敷地を通って出入りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、貸車両置場462.00m²、通路等355.00m²、東…他人畠、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3、「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p style="text-align: center;">議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p style="text-align: center;">6ページ～10ページ 12件</p>	
議長	次に、議題4、「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟89. 43m²、庭敷地等242. 57m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人田、西…宅地、他人田、南…里道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、駐車場111. 50m²、転回場等294. 50m²、東…他人畠、西…水路、宅地、南…宅地、北…水路、他人畠、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして補足説明をします。</p> <p>該地には通路が接しておりますが、西側にある水路が暗渠化されており、その上を通って出入りします。</p> <p>番号3号、住家1棟120. 37m²、庭敷地等244. 63m²、東…市道、西…他人畠、南…農道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟99. 37m²、庭敷地等113. 63m²、東…農道、西…水路、渡人畠、南…宅地、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、資材置場232. 00m²、転回場等271. 00m²、東…宅地、他人畠、西…渡人田、南…農道、渡人田、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、資材置場1, 073. 00m²、転回場等210. 00m²、東…農道、宅地、西…他人田、他人畠、南…里道、宅地、北…農道、他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、農家住宅1棟62. 72m²、庭敷地等244. 28m²、東・西…山林、南…渡人畠、北…里道、境界…土留、雨水…浸透枠、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8号、住家1棟89. 43m²、庭敷地等147. 57m²、東…私道、西…別件5条申請地、南…市道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟80. 32m²、庭敷地等156. 68m²、東…別件5条申請地、西…渡人畠、南…市道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟66. 21m²、庭敷地等213. 89m²、東・南…宅地、西…他人畠、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟57.96m²、庭敷地等123.68m²、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、住家1棟102.06m²、庭敷地等160.32m²、東・北…宅地、西・南…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「農地法第5条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 11ページ～12ページ 6件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：法面として約50年経過、現況雑種地。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林</p> <p>番号4号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、6番委員お願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、牛舎1棟、約35年経過、現況雑種地。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号6号、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「非農地認定に関する件」6件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料2 9件	
議長	次に、議題6、「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議題6、「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。 別冊資料3の1ページから2ページをご覧ください。 令和7年10月1日から貸付予定の農地になります。 次に35ページをご覧ください。 この一覧表に載っている農地は、農地バンクと契約をしていた耕作者が農地バンクと合意解約の手続きを行い、残期間につきまして、令和7年10月1日から新たな耕作者に貸付予定の農地になります。 出し手については、農地バンクに資料は既に提出しており、再提出の必要がないため、出し手の資料は添付しておりません。 一括の方は、賃貸借権6筆、5,829.00m ² 、使用貸借権12筆、11,120.00m ² 、受け手変更の方は、使用貸借権1筆、465.00m ² 、合計9件、19筆、17,414.00m ² となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから37ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。

議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農用地利用集積等促進計画に関する件」9件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
議題7. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料3	
議長	<p>次に、議題7、「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊資料3「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>こちらは、先月の第4回総会で審議していただきまして、ご意見がありましたので、1番と4番に反映しているところです。</p> <p>なおこの意見書につきましては、9月4日に市長への提出を予定しております。それでは、読み上げさせていただきます。</p> <p>農業・農村施策に関する意見書（案）</p> <p>1 農業施策に係る予算の確保について</p> <p>国においては、令和6年6月に食料・農業・農村基本法を改正し、7年4月には具体的な取組を盛り込んだ新たな食料・農業・農村基本計画を策定され、令和7年度からの5年間を農業の構造転換を集中的に推し進める期間としております。これに合わせ、既存の農林水産予算と別枠の財源確保に努める旨、報道されております。</p> <p>鹿児島市におかれましては、厳しい財政状況ではあると存じますが、国の動向を注視していただき、国の優良財源等を活用することによってこれまで私どもが意見してまいりました農地利用最適化に資する施策の実施拡充をご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>特に有害鳥獣対策につきましては、市におかれましても毎年度予算を講じていただいておりますが、被害は高水準で推移している中で6年度は前年度を上回る被害が発生しております。有害鳥獣による被害は、農作物への食害等で農業経営を経済的に脅かすのみでなく、イノシシが頻繁にあらわれて土を掘り返し土砂が流入した水路を復旧させる作業の繰り返しは肉体的、精神的にも堪える労苦であり、高齢の農業者の廃業を早め、遊休農地化を加速させる一因ともなります。対策の工夫と強化をご検討くださいますようお願いします。</p> <p>2 新規就農者、農業後継者への支援について</p> <p>農業委員会では、遊休農地化を防止するため農地あっせんを地域の農業者に働きかけておりますが、それら農業者は現状維持が精一杯で集積がなかなか進まない状況にあります。令和6年度に鹿児島市が策定された地域計画でも、担う者を</p>

特定できなかった農地が計画面積の約3割を占めており、農地を将来に残していくことの困難さは増しています。

鹿児島市におかれましてはこれまで各種施策を展開し、担い手の確保・育成に努められておられます。しかし、担い手は横ばいの現状が続いている。そこで、新規就農者を増やし育成していくことは、将来の担い手の確保と持続可能な農業の実現につながることから、補助事業に限らず新規就農者への各面からの支援充実を図るとともに、新規就農者が仲間を増やし知識を得る機会とするため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域の協議の場等への参加を呼びかけ、議題も工夫する等ご検討ください。また、農業を継ぐ決断をし、親元就農した後継者が十分な知識と経験を積み、できるだけ早期に認定農業者となれるよう、後継者支援にも意を用いてくださいますようお願いいたします。

3 農地の集積・集約化に係る課題への対策について

農地等の集積・集約化に取り組む農業委員会では、農地借り上げに理解を示す農業者に農地貸借の働きかけを行いますが、逆に借り上げに伴うリスク話を伺います。農道や農業用水路などは、それにまつわる地域の受益者が共同して草刈りや泥上げなどしてきた歴史がありますが、農業廃止等した農業者から農地を借り上げたところ、農業廃止等した人数分だけ共同作業への参加者が減り、その分が借り上げた人の負担増として重くのしかかることがあります。特に条件の悪い中山間地域では、共同作業どころか1人で山間から農地まで伸びる長い距離を管理している農業者もおります。既存の農地流動化対策事業では、借り上げた農地面積に比例して助成しておられますが、農道、農業用水路の維持管理の視点追加やそもそも対象者の条件についても改めてご検討ください。

鹿児島市が所管する農道、農業用水路の日常の維持管理は、過去の歴史を踏まえたうえで受益者が担うことを基本とする考え方に対する理解はいたしますが、時代の変化とともに農業を支える人数が減っている現状及び将来の農業の持続発展を鑑み、農地集積の観点からも新たな対策をご検討くださいますようお願いいたします。

また、中山間地域等直接支払制度は、草刈り作業の共同化などを含む農業生産条件の不利な中山間地域等において農用地を維持・管理するための制度であり、鹿児島市でも予算措置されております。つきましては、鹿児島市の農業事情に沿った中山間地域等直接支払制度の活用方策などの地域への周知や同制度の活用をテーマにした地域での話し合いの場の設置をご検討くださいますようお願いいたします。

4 物価高騰等に対する支援について

物価高騰や円安等の影響を受けた生産資材価格の高騰は農業経営を圧迫しております。肥料価格は5年前に比べ約4割上昇する中、国の食糧・農業・農村基本計画においては、「国内には、堆肥、下水汚泥資源等の資源が存在しており、これらへの代替転換」が「将来にわたって持続可能な生産への転換を実現する。」と記述されています。

鹿児島市には下水汚泥資源として「サツマソイル」があり、鹿児島県農業開発総合センターの試験においては一定の結果が出ているようですが、生業として営む農業にも適するのか確認していただき、そのうえで有効活用に資する施肥を含む具体的な作型例とその普及策を検討していただきますようお願いいたします。

また、天候不順や夏の酷暑、冬の急な寒の入りは稻や野菜の生産量に大きく影

	<p>響し、生産の乱れは価格の乱高下を招き農業経営を不安定にします。一方、高温対策技術として土づくりや水稻移植の適期、かん水技術、高温耐性品種の紹介、さらには導入経費が負担となる遮光資材の增收効果などをホームページで広報している自治体もあります。農業委員会は地域農業者の相談役としての役割を有していることから、高温耐性品種や近年の気候に適した作型の研究、高価格が負担となる遮光資材のより効果的な使用方法の研究及びそれらの研究成果の情報を提供してくださいますようお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題7、「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、原案どおり決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 13ページ 1件	
議 長	報告事項1 「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、吉野支局お願いします。
吉 野 支 局	報告します。13ページです。 照会日：令和7年6月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明書を有する者に限らない。 令和7年7月7日 鹿児島地方裁判所へ報告済。
2. 法務局から照会のあった農地等の現況について 14ページ～18ページ 5件	
議 長	次に、報告事項2 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	報告します。14ページです。 照会日：令和7年6月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年7月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、15ページです。 照会日：令和7年6月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年7月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、16ページです。 照会日：令和7年6月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年7月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、17ページです。 照会日：令和7年6月19日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年7月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉田、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	報告します。18ページです。 照会日：令和7年6月30日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年7月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。

<p style="text-align: center;">3. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 19ページ 1件</p>	
議長	次に、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」それでは、吉田支局お願いします。
吉田支局	<p>19ページをお開きください。</p> <p>今回の届出の面積は1, 320. 00m²で、都市計画区域外で最終的な全体の計画面積が10, 000m²以上になるため国土利用計画法による届出が必要になります。6月12日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(田)600. 00m²、(畠)720. 00m²で、転用目的は一部に住宅を建築しようとするものです。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、1筆は農用地区域内農地で、1筆は第2種農地です。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で1筆は農用地区域内で1筆は農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は農地が含まれているため、農地法の手続きが必要です。転用目的で権利取得する場合、農地法第5条第1項の許可申請の内容により「立地基準」及び「一般基準」に基づき可否の判断を行います。また、耕作目的で権利取得する場合、農地法第3条第1項の許可申請の内容により可否の判断を行います。」と土地利用調整課へ6月23日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p style="text-align: center;">4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 20ページ～22ページ 14件</p>	
<p style="text-align: center;">5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 23ページ～27ページ 11件</p>	
<p style="text-align: center;">6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 28ページ～30ページ 4件</p>	
<p style="text-align: center;">7. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 31ページ～40ページ 11件</p>	
議長	次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項7「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>20ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は14件です。</p> <p>登記地目別では、田17筆、10,525.00m²、畠45筆、40,774.61m²となっております。取得した事由別数は、相続が14件、権利の種別は、所有権が14件。農業委員会によるあっせん等は、有が3件、無が11件となっております。</p> <p>21ページから22ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、23ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、届出がありませんでした。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が9件、資材置場が1件、その他が1件、合計11件となっております。</p> <p>24ページから27ページは、5条関係11件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、28ページから30ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉野地区で1件、喜入地区で2件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、31ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項7 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において審議いただいた「同計画に係る意見書に関する件」について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権1件、1筆、1,861.00m²、使用貸借権10件、29筆、26,440m²、合計11件、30筆、28,301.00m²です。</p> <p>32ページから40ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

**8. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について
別冊資料4 94件**

9. 農地パトロールについて

別冊資料5

議長	<p>次に、報告事項8「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について別冊資料4、 報告事項9「農地パトロールについて」別冊資料5です。 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項8「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について報告いたします。 別冊資料4をご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計94筆の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項9「農地パトロールについて」報告いたします。 別冊資料5をお開き下さい。 実施期間ですが、令和7年8月20日（水）から8月29日（金）までを中心 に実施します。 調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行 います。 このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地 利用変更届出現地調査を行います。 調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡 山の各地区は2班ずつの9地域19班です。 調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。 調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1 名と職員2名の4名で調査します。 調査確認の方法は、 ① 遊休農地の調査は、写真を撮り現況記録簿に記録。 ② 無断転用農地は、無断転用調査票に記入。 ③ 農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、別紙利用変更届出調査 票に記入します。 パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地に ついて所有者等対して今後の活用について意向確認等を行います。 次回の農地パトロールは9月に実施予定です。 農地パトロールの日程とコース等については、1ページから4ページまでに記 載しておりますので、お目通しをお願いします。 暑い時期でございますので、熱中症、交通事故のないように実施していただき たいと思います。 以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時35分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第6回総会（月例）開催日時は、 8月28日（木）午前10時開会 中央公民館地下 第2中会議室 <p>総会終了後、農業委員会だより第1回編集会議を会場後方、ソーホーC会議室で行いますので、編集委員の方はソーホーC会議室の方にお集まりくださいますようによろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時40分）</p>